

スモリバLINEクーポン2023 取扱店舗ガイド

令和5年8月
小川町にぎわい創出課
(Ver. 1.2)



目次

ページ番号

1	はじめに	2
2	取扱店舗の申込みと準備	2
	取扱店舗の要件	
	対象外の店舗	
	取扱店舗申請方法	
	ポスター等の設置	
3	クーポンの使い方・確認の仕方	5
4	勘定記録などの保管	8
5	クーポン代金の請求と交付	9
6	よくある質問	10

クーポン概要

配信総額	10,050,000円
配信方法	LINEアカウント「小川町情報 スモリバ」に友達登録したアカウントに対して電子クーポンとして配信する。町内在住か町外在住かは問わない。
配信日 配信枚数	初回配信 令和5年10月13日 以降隔週金曜日に、各店舗1枚ずつ配信（4回予定） ※予算の範囲内において、使用状況に照らしつつ配信する。 予算に達した時点で終了となる。
使用期限	次のクーポンが配信される前日まで(配信日を含めて最大14日間)
使用方法	店舗が選択した割引体系に応じて、クーポン1枚につき既定の金額を割引する。

1 はじめに

本ガイドでは、令和5年度実施の「スモリバLINEクーポン2023」事業の取扱店舗向けに取扱開始前の手続きやクーポンの使い方、クーポン代金の請求方法について説明します。令和4年度実施事業から変更となっている点がありますので、必ずお読みください。

昨年度からの変更点

令和5年度事業	(参考) 令和4年度事業
レシート・領収書の署名・提出は不要です。	利用者から店舗へ署名提出したレシートを、店舗から町へ再提出する必要がありました。
代金請求時にレシートは不要です。これに代わり、クーポン使用状況一覧表を提出します。	代金請求時にレシートの提出が必要でした。
勘定記録等の5年間保存が必要です。詳しくは本書8ページを参照。 過大請求の可能性がある場合に確認することがあります。	
お店ごとに割引体系を選択できます。 <ul style="list-style-type: none">・500円のお会計で150円引き・1000円のお会計で300円引き・2000円のお会計で600円引き	1000円のお会計で300円引きのみでした。
クーポンは店舗ごとに作成されます。配信回ごとに、すべての店舗のクーポンを1枚ずつ配信します。	全てのお店で統一のクーポンを、配信回ごとに2枚配信しました。
一度のお会計で使用できるクーポンの枚数制限はなくなりました。 (例) 複数人で3000円の飲食をした場合、1000円で300円引きクーポンの店舗では、1会計で3枚クーポンを使用可	一度のお会計で使用できるクーポンは最大2枚まででした。
クーポンの呼び出し方法が変わりました。詳しくは本書5ページを参照	
やむを得ない場合には、クーポンの取り扱い休止が可能となりました。ただし、町への届け出が必要です。	取り扱い休止制度はありませんでした。

◎お店にインターネット・スマホがなくてもOK!

2 取扱店舗の申込みと準備

スモリバLINEクーポンをお取り扱いするためには、あらかじめ町に申請し、取扱店舗として登録される必要があります。

取扱店舗の要件

小川町内に店舗を有している事業者を対象とします。キッチンカーや出店の場合は、小川町内での営業に限りクーポンを取り扱うことができます。

対象外の店舗

次の店舗は対象外です。

- (1) スーパーマーケット
- (2) ホームセンター
- (3) ドラッグストア
- (4) 大型総合衣料品販売店
- (5) その他募集要項に定める、風俗営業等事業者 等 ※

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う事業者及び風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業においてサービスを提供する事業者

取扱店舗申請方法

「スモリバLINEクーポン取扱店舗申込書」を
にぎわい創出課まで、電子申請・Fax・郵送・持参のいずれかの
方法により提出してください。

取扱店舗申込書は、町HPに掲載されています。
窓口でも配布しています。

電子申請



町において申請を審査し、登録された店舗には
取扱店舗登録証をお渡しします。

ポスター等の設置

送付されたポスターや卓上ポップを店舗内に設置します。

送付物	想定される用途
卓上ポップ	レジ横などに設置。
ポップ吹き出し	卓上ポップとクリップで合わせて利用。
チラシ (A4) × 4	店内に掲示
ポスター (A3) × 2	店内に掲示
ポスター (A2) × 1	店外に掲示

※イメージです



卓上ポップ (イメージ) & 吹き出し

ポスター


3 クーポンの使い方・確認の仕方

実際に、どのようにクーポンを利用するか解説します。

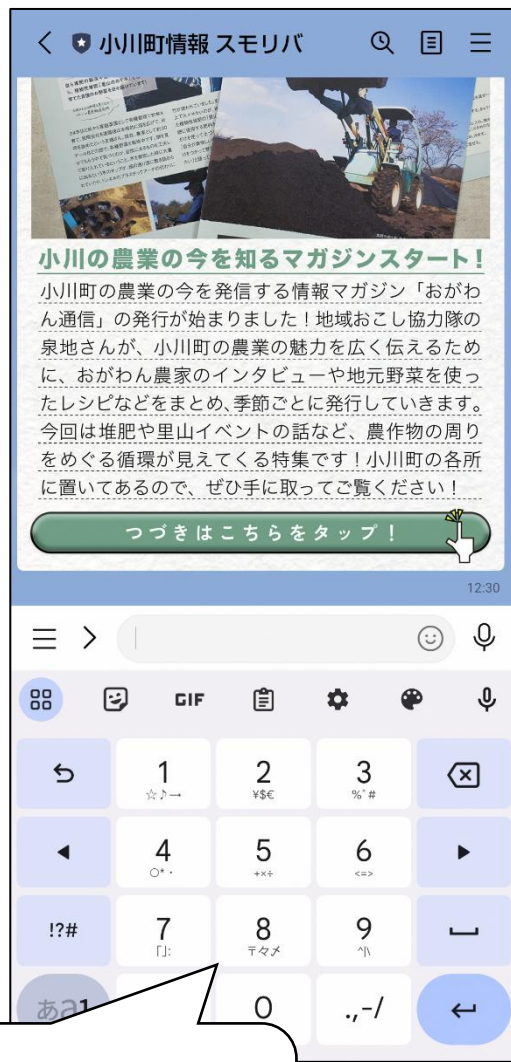
スマートフォンのLINEアプリで、既にスモリバを友だち登録していることが前提です。

①



トーク画面下部の  マークをタップ

②



文字入力できるようになるので、使いたいお店のクーポン番号3桁を入力し、送信する。

※スマートフォンの機種やソフトウェアのバージョンによって、表示が異なる場合があります。

次のページ③へ

③



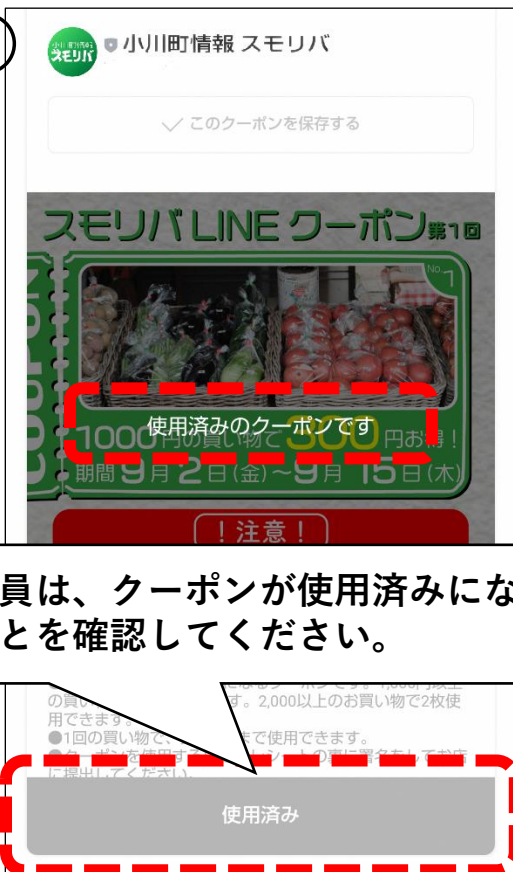
送信した番号の店舗のクーポンがトーク画面に呼び出されます。続けて「今すぐ確認」をタップします。
(上記画像は、「001」と入力した場合のイメージです。)

④



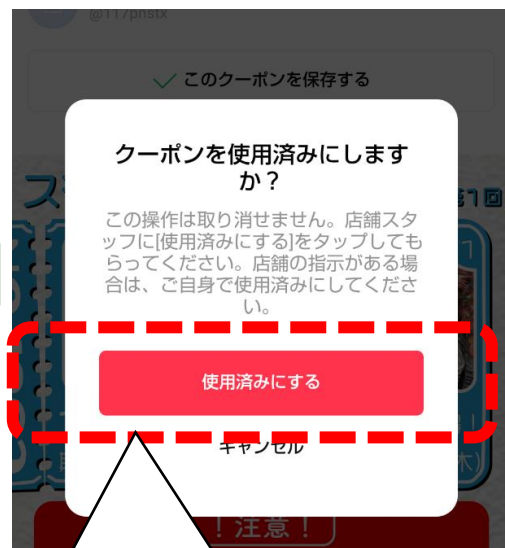
「クーポンを提示する」をタップします。

⑥



店員は、クーポンが使用済みになったことを確認してください。

⑤



「使用済みにする」をタップ。タップするのは、利用者でも店員でもOKです。

注意事項

1. 誤操作でクーポンを使用済みにした場合も、未使用に戻すことはできません。
2. クーポンを画面に呼び出しただけでは、「使用済み」にはなりません。
必ず最後まで操作いただき、「使用済み」になったことを確認してください
3. クーポンは、レジや決済システムと連動してはおりません。
使用枚数に応じて割引操作をお願いします。



※スマートフォンの機種やソフトウェアのバージョンによって、表示が異なる場合があります。

4 勘定記録などの保管

令和5年度事業では、**レシートの署名提出は不要**です。

ただし国庫補助事業であることも鑑み、後から割引事実が確認できるように、割引した取引分の勘定記録等を5年間保管いただくようお願いします。

勘定記録の例

- ・レジ締めの際に出力する総括表等
- ・レシート（領収書）の店舗側控え
- ・勘定記録表（町の参考様式）

※ いずれも電子データや写し可

The image shows a receipt from '喫茶おがわまち' (Kissa Ogawamachi) with the following details:

- No. 1234
- 領収書 (控え) (Receipt - Copy)
- 202●年●月●日
- お客様 (Customer)
- ¥ 800-
- 但し、飲食代として上記正に領収いたしました (However, as a food and beverage charge, it was received as above.)
- クーポン1枚300円引き (Coupon 1 piece 300 yen discount) - This line is highlighted with a red dashed box.
- 喫茶おがわまち (Kissa Ogawamachi)
- 埼玉県比企郡小川町大字大塚55番地 (55-1-1, Otsuka, Oga, Hiki District, Saitama Prefecture)
- 電話 0493-999-9999 (Phone 0493-999-9999)

領収書を保管する場合の例

勘定記録を確認する場合

保管いただいた勘定記録は、次の場合に確認することがあります。

- ・店舗から請求のあった割引代金額が、町LINEシステムで確認した当該店舗の使用枚数を超過しており、過大請求が疑われる場合。
- ・上級官庁などから会計検査があり、店舗に保管されている記録の確認が必要な場合。

お手数ですが、よろしくお願ひいたします。

5 クーポン代金の請求と交付

クーポン代金を町に請求します。

手数料	無料
請求期間	令和5年10月30日から令和6年1月19日まで ※期間を過ぎたものは支払いができませんのでご注意ください。
請求先窓口	小川町役場 2階 にぎわい創出課
受付時間	役場開庁日の、午前9時から午後5時まで なお、期限直前1週間は、午後8時まで受付時間を延長します。

請求の方法

【町に提出するもの】

- ①取扱店舗登録証（その場で確認し返却します。）
- ②代金請求書
- ③クーポン使用状況一覧表

上記3点をにぎわい創出課窓口まで持参いただき、審査の上、クーポン代金の支払い決定を行います。

店舗に「スモリバLINEクーポン代金交付通知書」を送付します。

【振込】

取扱店舗申込み時に申請いただいた口座に、クーポン代金を振込ます。申請から振込までの所要日数は、最大で30日程度です。

請求の回数は、1店舗につき月1回までとします。複数月分を1回にまとめて請求することも可能です。月2回以上請求しなければならない事情がある事業者については、個別にご相談ください。

【最終清算調整（過大請求分返還）】

店舗から請求のあった割引代金額が、町がLINEシステムで確認した当該店舗の使用枚数を超過しており、過大請求が疑われる場合には、保管されている勘定記録の確認を行います。

確認の結果、過大請求であったことが判明した場合には、差額の返還を求めます。

6 よくある質問

No.	質問	回答
1	当店でもLINEスモリバクーポンを取扱いたいのですが、どのように申し込めばいいですか。	募集要項をご確認の上、電子申請で申請してください。「スモリバLINEクーポン取扱店舗申込書」の提出でも受け付けております。募集要項や申込書は、町公式ホームページから印刷できます。役場にぎわい創出課窓口でも配布しております。
2	店舗もインターネット環境やタブレット端末を用意する必要がありますか。	用意する必要はありません。店舗にインターネット環境やタブレット端末がなくても実施いただけます。ただし、スマホが圏外となる場所ではクーポンを使用できません。
3	決済方法は現金に限りますか。	現金に限定されません。貴店舗で取り扱っている様々な決済方法でクーポンを利用可能です。ただし、レジや決済システムはクーポンと連動しているわけではありませんので、クーポンの枚数×割引金額分の割引を決済前に忘れずに行ってください。
4	他のクーポンとの併用は認められますか。	スモリバLINEクーポンと他のクーポンの併用を妨げません。各クーポン適用前の取引額が割引体系の金額以上になる場合に、スモリバLINEクーポンを使用できることとします。
5	家族連れやグループのお客様で、複数台のスマートフォンを提示された場合、クーポンは何枚使えるのですか。	一度の会計につき使用できるクーポンの枚数制限はありません。 【例】1000円につき300円引きの店舗において、複数人で3000円分の飲食をした場合 ・Aさんのスマホでクーポン1枚、Bさんのスマホで1枚、Cさんのスマホで1枚使用し合計3枚のクーポンを使用することは可。
6	誤って使用済みにしてしまったクーポンはどうなりますか。	使用済みにしてしまったクーポンは、いかなる理由でも払い戻しや未使用に戻すことはできません。ご注意ください。
7	レジに来る前にお客様がクーポンを使用済みにしてしまった場合、どうすればよいですか。	目視による相互確認が取れない場合は、クーポンは使用できません。丁重にお断りください。 ※クーポンを画面に呼び出しただけでは使用済みにはなりません。
8	町に対するクーポン代の請求はどのくらいの頻度で行えばいいですか。	1店舗につき、月1回までとします。複数月分をまとめて請求することも可能です。ただし、資金繰り等の関係で複数回請求する必要がある場合にはご相談ください。

9	ガラケー（フィーチャーフォン）でLINEクーポンは使用できますか。	フィーチャーフォン向けのLINEはサービス終了していますので、クーポンを使用することはできません。
10	お客様によるレシートへの署名・提出は必要ですか。	不要です。 店舗から町へのレシート提出も不要です。
11	勘定記録等の保管は、どのようにすれば良いですか。	割引金額が確認できる下記書類・データのいずれか1種を5年間保管してください。 ・レジ締めの際に出力する総括表等 ・レシート店舗控え ・領収書の店舗控え ・勘定記録表（町の参考様式） いずれもコピーまたは電子データでも可です。
12	保管した勘定記録等は、どのようなときに確認されるのですか。	店舗に保管された勘定記録は次の場合に確認することがあります。 ①店舗から請求のあった割引代金額が、町がLINEシステムで確認した当該店舗の使用枚数を超過しており、過大請求が疑われる場合。 ②上級官庁などから会計検査があり、店舗に保管されている記録の確認が必要な場合。
13	地域通貨券との併用は可能ですか。	可能です。地域通貨券適用前の取引額が割引体系の金額以上になる場合に、スモリバLINEクーポンを使用できることとします。
14	クーポン配信日ではない日に友達登録した場合には、クーポンはもらえないのですか。	いいえ。友だち登録した時点からクーポンの呼び出しが可能となります。ただし、使用期限は券面の通りとなります。
15	クーポン利用時にスマートフォンはどのような操作・確認をするべきか。	本書の「クーポンの使い方・確認の仕方」にてイメージ付きで解説されていますので、ご覧ください。
16	店側の判断で、クーポンを使用できない期間を定めてもいいのですか。	やむを得ない場合には、10営業日前までに町に届出の上クーポンを使用できない休止期間を定めることが可能です。休止期間後は取り扱いを再開できます。 （やむを得ない場合の例） 例年混雑を極める特定日があり、店舗の安全な運営に支障がでることが予想される場合 等

17	<p>クーポンが使えない商品はありますか。</p>	<p>下記の購入・支払には使用できません。（これは令和3年度実施プレミアム付き商品券事業と同じ基準です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不動産や金融商品 ②たばこ（電子たばこ、加熱式たばこ等を含む） ③商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、ギフトカード等の換金性の高いもの ④国税、地方税や使用料などの公租公課 等
18	<p>クーポンを利用するタイミングについて。 当店では、注文を受けたのちに製品の製作工程に取り掛かり、数日後に顧客へ引き渡し、その際に会計する流れとなっている。 例えば、注文時にクーポンを使用済みにして受注し、後日製品引き渡し時に割引後の金額で会計することは可能か。</p>	<p>いいえ。あくまでクーポンはお会計の時に使用済みにしていただくこととなっておりますので、あらかじめ使用済みにすることはできません。 なお、注文時に会計を行うこととして、クーポンを利用いただくことはなんら問題ありません。</p>

改訂履歴

Ver.	内容
1.0 (8/21)	・ 初版発行
1.1 (8/25)	・ QA追加 ・ 軽微な誤字修正
1.2 (10/2)	・ QA追加 ・ 勘定記録について、参考画像追記

問合せ

小川町役場にぎわい創出課 企業支援G
TEL 0493-72-1221 (代表)
FAX 0493-74-2920